

中国特許プラクティスにおける分割出願について
- 2019年中国改定審査基準対応 -

2019年10月15日

特許業務法人
HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

I. はじめに

中国では分割出願^{※1}の時期的要件に関し、専利法実施細則第42条には次のように規定されている。

「一つの特許出願に二つ以上の発明、実用新案又は意匠が含まれる場合、出願人は本細則第54条第1項に規定する期限（特許査定通知を受けた日から2ヵ月内）が満了するまでに、分割出願を申し出ることが出来る。…後略…」

また、従来では、上記時期的要件の例外として、分割出願について単一性欠如の問題が指摘された場合には、それに基づく再分割出願^{※2}に関し、当該単一性欠如が指摘された拒絶理由通知書または分割指令の副本を提出すれば、細則第54条第1項の上記期限の制限を受けずに再分割可能とされていた（旧審査基準第一部分第一章第5.1.1）。

しかし、上記旧基準では、再分割出願の具体的時期に関する明確な規定が無く、プラクティス上において解釈が分岐して混乱を招来する場面が多かった。こういった現象を含む諸問題を解消すべく、中国特許庁は、再分割出願の時期的要件を明確化した内容を含む改定審査基準を2019年11月1日から運用することを公表した。

そこで本稿は、2019年改定審査基準に基づく、分割出願の単一性欠如による再分割出願の時期的要件を紹介するとともに、中国分割出願の留意事項について説明する。

【全5頁】

※1 親出願から直接に派生する分割出願。本稿では、便宜上、「第1世代分割」と表現する場合がある。

※2 ※1における分割出願から更に派生する分割出願。「第2世代以降分割」と表現する場合がある。

本内容についてご不明点・ご質問等ございましたら、
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

中国支援室長：孫 欧（大阪本部在籍）

TEL：06-6351-4384（代表）

E-Mail：iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。

当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。

特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> :<http://www.harakenzo.com>

<商標専門サイト> :<http://trademark.ip-kenzo.com>

<意匠専門サイト> :<http://design.ip-kenzo.com>

<法務部 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>

<広島事務所 facebook> :<https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>

※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。